

パブリックコメントによるご意見等まとめ

- 分類凡例
- ア 第二期障害福祉計画(案)へ意見を反映をさせたもの
 - イ 第二期障害福祉計画(素案)の内容について説明を行ったもの
 - ウ 既に実施しているもの
 - エ 障害者計画にかかるもの
 - オ 今後検討するもの

NO	分野	ご意見	区の考え方	分類
計画の基本的な考え方に関すること				
1	計画理念	第一章の6計画目標の趣旨、自立とは等を拝見すると、区民として、また障害の有る子の母として、実にすばらしい区に住んでいるものだと感じ、喜びを感じる。サービスの実施についても理念にふさわしい区であることを期待する。	計画を着実に推進し、施策に反映できるよう引き続き努力していきます。	イ
2	計画理念	練馬区は「在宅を出さない」。とても心強く感じた。今後も同じ方針とは思いますが、素案の中に一言入れていただけないかと思った。在宅を出さないためにいろいろなサービスが計画されている。上手にサービスを利用することの必要性がよくわかった。	障害のある方がその状況に応じた適切なサービスや支援を受けられるよう、ケアマネジメントの充実を図ります。	イ
3	意見把握	第二期計画では、関係者が自分の方から声をかけていけば、もっと充実していくように思う。皆で協力していきたい。	第二期計画策定にあたっては、関係団体や障害者自立支援協議会からご意見をいただき、また、素案説明会やパブリックコメントを通し、広く区民の方々からもご意見をいただいています。今後とも、ご意見を把握する機会を設け、より良い計画としていきます。	イ
4	意見把握	障害児を持つ家庭では、生活に手一杯で、区への要望をまとめるとか相談に行くとかの行動に出にくいのが現状である。そのため意見として上がっていきにくいのではないかと思います。児童デイや学童クラブにしても、利用したくても利用できない子どもの声は上がっていかない。意見を十分に吸い上げるため、親の会、学校等へのヒアリングを何度もきめ細かく行ってほしい。	第二期計画策定にあたっては、関係団体へのヒアリングを行っています。その中には、障害児者のご家族の会や特別支援学校のPTAも含まれています。今後も、計画の検証等を含めて、ご意見等を把握する機会を設けていきます。	イ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
ケアマネジメントによる相談支援の充実に関すること				
5	障害者の総合相談窓口と地域拠点機能	福祉事務所、保健相談所、及び4つの地域生活支援センター、その他の場所のいずれかに高次脳機能障害の相談支援窓口を設置し、適切な相談支援をしてほしい。	高次脳機能障害は3障害それぞれに症状が出るため、対応窓口をどこにすればよいのか、まだ検討段階です。他区の先駆的な試みを参考にしながら、練馬区における適切でわかりやすい方法がとれるよう努めます。	エ
6	障害者の総合相談窓口と地域拠点機能	3障害一緒という基本的理念はわかるが、実践的には同じ考え方ができない場合がある。「すてっぷ」はどうしても知的障害に重点が置かれる傾向があり、肢体不自由等、身体障害の分野ではこれから開設される大泉地区に期待したいと考えてしまう。サービスの狭間にいる障害者に対することについて、計画に盛り込んでほしい。	各地域生活支援センターを総合相談窓口とし、障害特性にかかわらず対応できるよう進めていきます。	イ
7	障害者の総合相談窓口と地域拠点機能	地域活動支援センター I 型と相談支援事業を併せ持つことの意義は「きらら」の実践から、非常に大きいものと思っている。数値には出にくいところだが、このあたりをもっと評価し、次のセンターにむけてさらに充実させてよいところと考える。	区は地域生活支援センターを4か所整備する計画を立てており、いずれも相談支援事業と地域活動支援センター I 型事業を実施する予定です。きららによる先駆的な実践をふまえ、さらに充実を図っていきます。	ウ
8	専門性の高い相談支援	「ケアマネジメントによる相談支援の充実」は第一期計画でも重点課題となっていて、どうなっていくのかとても楽しみにしていた。「きらら」が開設され精神障害者に対する支援は随分と充実してきた印象があるが、知的障害者に対しては「すてっぷ」が開設されたものの、現実には程遠いように認識している。練馬区での「自立」というのは、素案説明では、障害の程度に関わらず、ということだったが、すてっぷの対象となるのは自分一人でそこへ行って相談できる人、障害程度の軽い人であり、内容的には未だ至っていないと思う。第一期では重点課題といいながら全然進んでいないと感じているが、第二期では具体的にどのように進めていくのかを教えてください。	社会的な資源にどのように結びつけていくか、それぞれの方のニーズをどうやって把握していくか、それを実際のスタッフにどう伝えていくか、現在、地域生活支援センター(きらら、すてっぷ)で行っているところです。すてっぷについては、まだ開設してからの期間が短いこともあり、なかなかご希望に添えるだけの状況にはなっていない、ということをご指摘いただきました。今後開設予定のセンターを含め、実際の現場での課題を自立支援協議会にあげていき、当事者の方のご意見を踏まえながら、どのようなマネジメントがよいのか協議し、その結果を現場で活かしていきたいと考えています。	イ
9	専門性の高い相談支援	中途障害者支援の充実のため、生活支援センターに、理学療法士、作業療法士、言語療法士を配置してほしい。	地域生活支援センターを総合相談窓口とし、専門的な資格を持った職員を配置し多様な相談に対応できるよう充実を図っていきたいと考えています。	エ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
10	専門性の高い相談支援	<p>高次脳機能障害のための日中活動の場として、地域生活支援センターの利用を希望している。リハビリや認知訓練のプログラムを実施するために、職員のほかに、作業療法士、理学療法士、言語療法士やソーシャルワーカー、また、嘱託で支援していただける医師などの協力を得ることは可能か。</p> <p>また、そういった施設を家族がピアカウンセリングやレスパイトで利用することは可能か。</p>	<p>日中活動の場として介護的なサービスを行う施設は現在のところありません。地域活動支援センター I 型は映画会等の参加型事業は実施しますが、ご自身で来所できる方が対象となります。作業や訓練を行う場ではありません。区内には中途障害者を対象とした民間作業所はありません。</p> <p>高次脳機能障害の方を対象とした都立の入所施設があります。この施設が23年度を目途に法内体系に移行するとの情報を得ています。地元の事業者と連携をとり、より一層の利用ができる仕組み作りができるよう、検討していきます。</p> <p>地域生活支援センターでは専門的な相談を受けられるよう、精神保健福祉士、社会福祉士を含めた資格を持った職員を配置し、さらに研鑽を積みながら多様な相談に対応できるよう充実に努めていきたいと考えています。</p>	エ
11	専門性の高い相談支援	<p>成年後見制度については、知的障害の手帳を持っている人は障害程度にかかわらず全員が対象である、という認識をしっかりとってほしい。</p>	<p>区では、社会福祉協議会の設置している権利擁護センターを、区の成年後見制度の推進機関と位置づけ、成年後見制度の理解と利用が進むよう取り組みを進めています。</p> <p>成年後見制度には、ご本人の判断能力の状態によって、「後見」「補佐」「補助」の3つの制度があります。</p> <p>今後とも、お一人おひとりの障害程度に応じて、制度の利用が進むよう普及啓発に努めます。</p>	ウ
12	専門性の高い相談支援	<p>触法障害者への対応について触れられていない。</p>	<p>触法障害者への対応という、新たな課題が生まれているという認識を持っています。</p> <p>なお、現在、介護報酬の見直しがされており、その中に、ケアホーム関連として、触法障害者対応についての評価を行う、とあります。新たに加算を行うものとなっています。</p>	ア
13	ライフステージに応じたケアマネジメント	<p>高次脳機能障害は、障害の特性上、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要だと言われている。保健、福祉、医療、企業等の連携が重要との観点から具体的な対策はあるか。</p> <p>特に、地域の医師やリハビリ、心理スタッフなどの高次脳機能障害に対応可能な人的資源の掘り起こしを、区が主体的に行ってほしい。</p>	<p>地域生活支援センターを総合相談窓口とし、専門的な資格を持った職員を配置し、多様な相談に対応できるよう充実に努めていきたいと考えています。総合福祉事務所、保健相談所、地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化します。</p>	エ
14	ライフステージに応じたケアマネジメント	<p>聴覚と知的の障害を持つ子がおり、特例子会社で働いている。</p> <p>コミュニケーションが大きく阻害された中で就労継続するには親子とも大変な思いをしてきた。親亡き後を考えると不安でたまらない毎日である。一般就労をすることが夢、のような話をされる方もいるが、就職した後がとても大変であり、本人の努力だけでなく、家族や勤務先のフォローがあってこそようやく継続できるということを認識していただきたい。</p> <p>そのような中で地域生活支援センターには大きな期待を寄せている。障害者が地域の人と本当の意味で交わりながら生活できるような場にしてほしい。</p>	<p>就職が目標ではなく、就労することから生活が始まる、と考えています。</p> <p>素案29ページに記載しましたが、障害者地域生活支援センターや総合福祉事務所、保健相談所等と連携し、就労と生活の両面から障害者を支える体制を整備します。また、働く障害者が集う「たまり場」の充実に努めます。この2つの機能の中心は障害者地域生活支援センターが担うこととします。就労する前の段階から、その方の生活全般のマネジメントをどうするかを含めて障害者生活支援センターが関わっていくような仕組み作りをしていきます。</p>	ウ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
サービスの質の確保に関すること				
15	適切なサービス提供とモニタリングの実施	障害者地域自立支援協議会に期待しているが、開催回数が年2回というのは非常に少ないと感じる。	専門部会を設置し、具体的な話し合いは各部会で行います。専門部会の開催回数はもっと増やしていきたいと考えています。 協議会は全体の把握に努め、基本的に年2回の開催を考えておりますが、専門部会の状況に応じて回数を検討していきます。	イ
16	サービス提供事業者への支援、福祉人材の確保・育成支援	団体ヒアリングからの課題として、サービスの向上、事業者全体のレベルの向上という意見があった。第一期計画では「各民間事業者の自己努力」という回答だったが、今後、区としてはどのような対策を考えているか。	障害福祉サービス事業者連絡会の立ち上げを準備中です。「各民間事業者の自己努力」を基本と認識していますが、事業者が研修を行う際の講師を派遣するなどの側面的な支援をしていきたいと考えています。 また、福祉人材の育成、新規雇用を目的に、練馬区独自の福祉人材雇用促進事業を実施してまいります。	ウ
17	福祉人材の確保・育成支援	グループホーム等を運営するNPO法人である。 福祉人材の確保が困難である。	福祉人材の不足について非常に逼迫している状況にあることは認識しています。練馬区独自の福祉人材雇用促進事業に取り組んでいます。	ウ
法内事業への移行と機能の充実に関すること				
18	多様なニーズに応えられるサービス整備	高次脳機能障害者が、地域でいきいきと暮らすには、障害に対する正しい理解が必要である。高次脳機能障害者の支援は難しい、手がかかると受入れを控える施設がないよう、区が主体となって一層の普及啓発をしてほしい。	高次脳機能障害自体が未だあまり知られていない障害です。保健相談所等で家族・一般区民を対象に、まずは知識を持っていただくための講演会を実施しています。 当事者・家族の方の発行している資料を保健相談所にも送付してもらい、情報の共有化に努めています。	ウ
19	多様なニーズに応えられるサービス整備	地域移行ばかりでなく、施設での生活についても目を向け、障害特性にあわせた柔軟なサービスを検討してほしい。障害特性にあった老人ホームや施設の設置を考えてほしい。 知人の高齢夫婦について、夫婦のみで在宅で生活していますが、妻は認知症が進んでいる。夫は元気だが、聴覚障害がある。このような夫婦が一緒に入所できる施設はあるか。 過去に聴覚障害者が老人ホームに入所した際に、他の入所者、職員とコミュニケーションがとれず、とても寂しい思いをしたということも聞いている。聴覚障害者が介護施設等に入所した場合に、日常的に手話通訳者を配置してほしい。	高齢・介護保険の事業計画で、認知症高齢者のグループホームや地域・多機能型の居住支援の仕組み等の計画を進めています。そういった施設でのコミュニケーション支援について、高齢部門と連携をとりながら施策を進めていく必要があると考えています。 広く、身体障害のある方のための施設としては、練馬区内には大泉地区に視覚障害の方のための入所施設があります。聴覚障害の方のための入所施設は、現在、区内にはありません。 いただいた意見を生かし、老人ホーム等で寂しい思いをさせることのないよう、高齢部門と連携しながら、機能を高めていけるよう努めていきたいと思っております。	エ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
20	多様なニーズに応えられるサービス整備	短期入所について、医療的ケアの必要な方が増えてきている中で、対応できる施設は遠方にしかない。区内の資源を活用しながら、対応できる場所の拡充を望む。	<p>短期入所に対するご要望が多いのは認識しています。短期入所サービスに対する報酬は低く、事業者が参入しにくい状況にあり、受け入れ施設が増えていっていないのが実情です。現在、報酬の見直しがされており、動向を見ながら施策を進めていきたいと考えています。</p> <p>大泉つつじ荘で法外の短期入所事業を行っていますが、これを区の東側地域でも展開すべく、用地確保に努めているところです。あわせて、法内事業へ移行する方向で進めています。</p> <p>医療的ケアに対応できる施設を区のレベルで拡充することは現状ではとても困難です。</p>	エ
21	多様なニーズに応えられるサービス整備	ALS患者である。療養介護について具体的な取組み、基本方針を出してほしい。自分は入院が必要な状態だが、どこにも受け入れてもらえない。 順天堂練馬病院と連携し、先駆的取組みを行ってほしい。	<p>療養介護の指定を受けているのは都内に1か所のみです。現実的に指定施設の拡大は進んでおらず、区独自で拡充することも困難です。</p> <p>計画上の見込数値は、現在、療養介護の指定を受けている1施設の利用者数についてです。</p> <p>国は短期入院をショートステイ扱いにできないか検討している、と聞いています。</p>	エ
22	多様なニーズに応えられるサービス整備	神経性の難病である。症状が進んだ場合の受け皿についてどう考えているか。入所を含めて検討してほしい。	<p>24時間の医療的ケアについては区のレベルでの拡充は困難です。東京都との協議事項として引き続き要望をあげていきます。</p> <p>重度障害者の医療的ケアについては福祉園2か所と心身障害者福祉センターで通所事業を行っています。</p> <p>現在、入所施設は区内にはありません。</p>	エ
23	多様なニーズに応えられるサービス整備	退院促進支援事業が進むことで地域生活に移行する方が今後増えると考えらる。自宅以外に出かける場所がある、家族以外の誰かと話をできる場所があるだけでも回復に向けて大きな意味があり、地域活動支援センターⅠ型以外にも、小規模で、なおかつ豊玉や石神井以外の地域に居場所があれば、気軽に利用しやすいのではないかと考える。また、身近な場所にⅢ型があることで、近隣地域住民に対しての啓発や交流を展開できる可能性が広がる。退院促進事業の進捗状況を考慮すると、もっと早い段階でⅢ型を設置することが求められていると思う。	<p>地域活動支援センターⅢ型の事業内容については、地域の特性等を踏まえ、また、区民・関係者等からのご意見をいただきながら確定し、設置していきます。</p>	イ
24	多様なニーズに応えられるサービス整備	「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活」につながる旨を、Ⅲ型のあり方の方向性にも盛り込んでほしい。	<p>地域活動支援センターⅢ型の事業内容については、地域の特性等を踏まえ、また、区民・関係者等からのご意見をいただきながら確定し、設置していきます。</p>	イ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
25	多様なニーズに応えられるサービス整備	(地域活動支援センターⅢ型について) 「個別給付事業への移行が難しい小規模施設の移行先」とありますが、“Ⅲ型事業＝移行できない施設の受け皿”という消極的な位置づけにも受け取れる。居場所、地域住民との交流、地域への情報発信など、地域に根ざした場ならではの利点を生かした、自立支援法の枠にとらわれず地域社会を変えていく可能性をもった、より積極的なものとして位置づけることはできないか。	事業要件等の理由で、地域活動支援センターⅢ型は、小規模作業所の移行先として想定していますが、地域生活支援事業は地域の特性等に応じて、柔軟に事業実施するというものであるため、区民・関係者等からのご意見をいただきながら、事業を確定していきます。	イ
26	多様なニーズに応えられるサービス整備	作業所をたくさん作り、前向きな生活になるといいと思う。	障害のある方がその状況に応じた適切なサービスや支援を活用し、個性や能力を發揮し、生きがいをもって前向きな生活を送れるよう努力していきます。	ウ
27	区立施設のあり方	心身障害者福祉センターにおける医療的ケアへの対応に触れていない。これは、センターの事業内容自体が、自立支援法に含まれないためなのか。都の重心事業もまだ自立支援法に規定されているものではないので、センターも区立施設として同等の取り扱いをしてほしい。	心身障害者福祉センターにおける医療的ケアの必要な方の通所サービスについては、自立支援法の事業となるかどうかに関わらず、これまでどおり継続していきます。	ウ
28	区立障害者施設のあり方の検討	福祉園の生活介護について。区立7園の外に、4月から民営の練馬福祉園で通所部門が始まると聞いている。 民間委託はしても区立である以上、その都度、適切な対応ができるよう入所者の把握に努めてほしい。また、民営であっても区立と同列の扱いで入所決定を行い、「民間丸投げ」とならないよう努めてほしい。	区立、民間にかかわらず総合的な施策の展開を図っていかなければならない、と認識しています。 民間ができることはできるだけ民間でやっていただき、民間ではやりにくいことは区がカバーしていく方法を考えていく、ということの基本を進めていきたいと考えています。 生活介護サービスが必要になったときに、すべての方に必要なサービスが届くよう、区立と民間が連携をとりながら進めていきたいと考えています。	イ
29	区立施設のあり方	福祉園については生活介護事業化の予定とあるが、立派な建物であり、障害児者にとって安全に使い易い施設と体制なので、もっと飛躍的な有効利用を希望する。	障害を持つ方や地域住民の方が有効利用できる施設をめざします。	ア

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
30	区立施設のあり方	<p>逼迫した現在の中・高生を始めとする放課後や長期休暇に行き場の無い、多くの子どもにとって、各福祉園の有効利用が切実である。そしてまた、特別支援学校の小学部生徒にとっては、将来的にそこで過ごすかもしれない場所に早くから馴染んで、行き慣れておくことが大切でないわけがない。</p> <p>特別支援学校に、小学部一年生から通う自閉症の子や、多くの知的障害児にとって、そういう日々の積み重ねの経験は将来大きく物を言うと思信するので、現在の記述に加えて、「福祉園については、更に今後の事業化の中で日中活動時間の延長等のサービス内容の見直しが始まるべき現状に有り、そうした中での地域交流の時間としての、地域障害児の放課後事業との連携等、施設の目的内利用による有効活用に向けて前向きな検討が必要で</p> <p>す。」と記載してほしい。</p>	<p>区内に7ヶ所ある福祉園は、地域の中の福祉資源として活用していきたいと考えています。いただいたご意見もふまえながら、福祉園のサービス内容を見直してまいります。</p>	イ
精神障害者施策の充実に関すること				
31	退院可能精神障害者の地域移行	<p>退院促進事業におけるショートステイは宿直が義務付けられていないが、地域居住の方のショートステイは宿直が必要である。この違いを教えてください。</p>	<p>退院促進事業は東京都からの委託事業として実施しています。一般にいうショートステイは指定事業者としての法律で定められたサービスであることによる違いです。</p>	イ
32	地域生活を支える支援体制の整備	<p>3障害平等に、という自立支援法の下、精神障害者に対する施策は格段の進歩、改善がなされたと感じている。今後は精神障害の早期発見・支援についても検討してほしい。</p>	<p>精神障害の発症の目安のひとつが思春期といわれます。ひきこもり等については精神的な疾患が含まれている場合もあります。そこで保健相談所では、ひきこもり相談や思春期相談を実施しています。専門医による相談・診断も行っておりますので、まずは保健相談所に相談を持ちかけていただきたいと思います。</p> <p>学校保健との連携も非常に重要であるため「思春期ネットワーク」を構築し、発達障害等を含めた共通認識を持てるよう努めていきます。</p>	イ
33	地域生活を支える支援体制の整備	<p>精神のグループホームを運営しているが、居住者の高齢化が進んでいる。通過型施設の特性上、3年で退去しなければならないが、区内の老人ホームに問い合わせたところ精神障害者という受け入れてもらえない。民間アパートでの生活も困難な年齢、状況があり、次の行き場所に不安を持っている。</p> <p>このような方々を受け入れる高齢者グループホームの設置も考えてみたが、練馬区の許可はおろるか。</p>	<p>高齢者グループホームは認知症の方が対象ですので、精神障害というだけでの受け入れは困難と思われます。</p> <p>自立支援法における入所施設については、今後の法内移行の状況によって受け入れ態勢が変わってくると予想されます。</p> <p>特別養護老人ホーム等での受け入れについては、高齢者、介護保険の分野と連携をとりながら対応していきます。</p>	エ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
障害児支援の充実に関すること				
34	(仮称)こども発達支援センターの整備	(仮称)こども発達支援センターの設置について、利用しやすい、フットワークの軽い「センター」であることを目指してほしい。	(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会において、「しきいが低く利用しやすいこと」、「他の関係機関や事業所へ専門家が出かけていく」フットワークの軽さなどのご意見をいただいています。これらをふまえて、今後具体的な計画を検討していきます。	イ
35	(仮称)こども発達支援センターの整備	(仮称)こども発達支援センターの機能はどのようなものか。知的障害だけでなく精神障害についても対応できるような機能はあるか。	(仮称)こども発達支援センターは知的障害だけでなく、身体障害、精神障害、発達障害等の子どもも対象です。それらすべての障害において早期発見、早期支援が必要と捉えております。 現在も中村橋福祉ケアセンターにおいて、精神科等の専門医に依頼し、個々の状況を的確に診察、診断し、必要な療育を行えるよう努めています。より早期に適切な支援が提供できる機能を持った施設とするべく準備を進めていきます。小さい頃から社会性、集団の中で生活できる力を持てるような療育、という方向で対応していきたいと考えています。	イ
36	(仮称)こども発達支援センターの整備	幼い頃に病名・障害名をいただくことは親としてとても苦痛である。「気づき」があってから初めて病名・障害名をいただくことが非常に大きなことだと思っている。(仮称)こども発達支援センターがそのような場である、ということを入れてほしい。	(仮称)こども発達支援センターは、お子さまだけでなく、保護者の方の不安、悩み等についても当然、強く心に刻んで対応していかなければならないものと認識しています。	イ
37	家庭生活を支えるサービスの整備	児童デイにおける学童の割合については、「学童は学童クラブに」という見解を聞いたことがあったが、現実に学童クラブにはそこまでの体力はない。スクールバスでの往復以外に家から出ない学童もいる。	現在、児童デイサービス事業の指定においては、就学前児童を対象としています。児童デイサービスについては、国で見直しが検討されていますので、その動向を注視していきます。	エ
38	家庭生活を支えるサービスの整備	障害児の生活サポートについて、この場合はこちら、こんな時はあちら、と細切れではなく、生活全体をサポートしてくれる場所があると親も子どもも安心できて良いと思う。	障害児支援については、現在、国で障害者自立支援法施行3年の見直しが進められていますので、その動向を注視しているところです。	エ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
39	家庭生活を支えるサービスの整備	<p>区立福祉園を借りて活動している。保護者にとっては、福祉園を使うことで、発作や怪我の際に保健室があること、看護師等の医療の専門家がいること等、多くの安心感がある。</p> <p>区の障害児放課後施策についてもう少し詳しく教えてほしい。</p>	<p>学齢期の障害児に対するサービスが不足していることは認識しています。国は放課後対策として日中一時支援事業を想定しているところですが、なかなか事業所が育っていないのが実情です。</p> <p>早急に対応しなければならないということは充分認識していますが、対応は厳しいものがあります。国も重点課題として新たな形のサービスを検討していると聞いています。区では現在の枠組みの中でできることを検討しつつ、国の動向を見ていきたいと考えています。</p>	イ
40	家庭生活を支えるサービスの整備	<p>重度障害児(肢体不自由児)の放課後活動について。主に福祉園を利用しているが、他団体と申し込みが重複すると抽選になったり、活動拠点探しに苦慮している。特に長期休暇時はとても厳しい状況である。</p>	<p>重度の肢体不自由児への対応は課題として認識しています。現段階で具体的な解決策をご提示できませんが、今後とも検討していきます。</p> <p>任意団体の活動場所ですが、区立施設については「目的外の貸出し」です。</p> <p>運営に補助をしていますが、これも含めて法内移行が可能かを検討し、安定した活動ができる仕組み作りをしていきたいと考えています。</p>	イ
41	家庭生活を支えるサービスの整備	<p>「○ 日中一時支援については・・・区内での実施事業所が少ない現状があります。」という記述では、現実の親子の今の苦しみには、はるかに届かないので、「加えて知的障害や発達障害の利用児の障害の状況によっては、見守りのみの事業所では、自身の活動の場や居場所としては利用に不適切である、という現状も有ります。」また、知的障害や発達障害の重度から中度の中学生・高校生には、家族から離れての放課後の居場所はほとんど確保されない現状の中、さらなる発達の為には定期的・規則的に自身に適切な放課後や余暇を過ごす居場所を必要とする現状があります。」と記載してほしい。</p>	<p>練馬区で実施している日中一時支援事業は、障害者および障害児の方を、自宅で介護する方が、一時的に介護することができなくなったときに、施設において宿泊を伴わない支援を行うものです。現在、練馬区に登録している事業所の数は多くありません。</p> <p>しかし、放課後支援事業(日中一時支援事業)についてはご要望が多いことから、現在、調査・研究を行っているところです。</p> <p>また、国の障害者部会から、放課後型のデイサービス事業として新たな枠組みで事業を実施すべきとの報告がされていますので、その動向を注視していきます。</p>	イ
42	家庭生活を支えるサービスの整備	<p>「(略)一方、障害児をもつ家族からは・・・整理を行なう必要があります。」という記述では、区内の、やる気の有る団体の存在が省かれていると感じるので、加えて、「本人及び家族のこれらの逼迫した放課後等への対応として、区内で放課後に対応する事業を開始する意欲を現在持っている団体との連携を大切に、開所に向けての予算やサービス内容等の整備を、早急に行なう必要があります。」と記載してほしい。</p>	<p>団体に対する費用の助成ではなく、放課後支援事業(日中一時支援事業)として実施が可能か、調査・研究しているところです。</p>	イ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
43	家庭生活を支えるサービスの整備	<p>「○ 日中一時支援と児童デイサービス、緊急一時保護の機能の整理を行い、必要なサービス量を確保していきます。」については、これでは、自身に使用できない内容のサービスが増えても、本人や家族にはなんの恩恵にならないという点で心配である。更に、現実にごで何が行なわれるかも不安なので、「また、利用児に必要とされている内容をも十分に考慮した、質も量も両方について、必要なサービスを確保して行きます。」「加えて、放課後や長期休暇に対応する事業を開始、継続する能力と体制を持つ区内団体とは連携を取り、必要な打ち合わせを行なって、現実的に迅速な事業開始の確保をして行きます。」と、記載を加えてほしい。</p>	<p>練馬区内において日中一時支援事業、児童デイサービス、緊急一時保護を実施する事業所は、まだ数が少ないのが実情です。現在、多くの事業者に対し、これらのサービスを実施するようお勧めしているところです。</p> <p>また、放課後や長期休暇に対応する事業については現在実施しておりません。しかし、事業実施のご要望が多いことから、現在、調査・研究を行っているところです。</p> <p>また、国の障害者部会から、放課後型のデイサービス事業として新たな枠組みで事業を実施すべきとの報告がされていますので、その動向を注視しているところです。</p>	イ
障害者就労支援の強化に関すること				
44	就労と生活面のマネジメント	生活面の安定のために検討されていることはあるか。	<p>就労支援機関等だけの支援ではなく、障害者地域生活支援センターや総合福祉事務所、保健相談所等が連携し、生活全般を見通した支援を行っていきます。</p> <p>また、地域で気軽に集える場である「たまり場」の充実を図ります。</p>	ウ
45	定着支援、企業支援の強化	<p>障害者雇用促進法で「知的・精神障害者の雇用率を2%以上にせよ」と定めがあったと思う。区外の運送会社や衣料メーカーで積極的に障害者の雇用を進めていると聞いている。区が各企業とタイアップすることで障害者の就労先の提供ができないか。</p>	<p>障害者雇用が大きく進んでいる企業との連携はまだまだできていないところです。</p> <p>法定雇用率は従業員規模が大きなどころが対象となりますが、練馬区は中小規模の事業所が多いため、法の定めによる障害者雇用の拡大は難しいところがあります。</p> <p>練馬区障害者就労促進協会で、雇用者に対し地道な啓発活動を行っているところです。</p> <p>練馬区内最大の事業所は区役所であり、平成20年度から知的障害者を2名、雇用しています。今後の拡大を検討しています。</p> <p>また、今年度試行的に、精神障害者を臨時職員として、初めて採用しました。</p>	ウ
46	定着支援・企業支援の強化	都や区に、職員として尚一層の採用をしてほしい。特に、特別区への点字受験と採用に、特段のご配慮をしてほしい。	<p>区では、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.1%を達成している一方、特別区の目標である3%が未達成であることから、平成58年より毎年1～3名程度、「身体障害者を対象とした採用選考」により職員を採用しているところです。</p> <p>また、特別区職員採用試験のうちI類の一般事務等、事前にお申し出いただければ点字による受験が可能な試験区分があります。</p> <p>なお、競争試験という性質上、障害の有無は合否に影響するものではありませんので、ご理解願います。</p>	ウ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
47	定着支援・企業支援の強化	企業へは、ITに習熟した人を採用してほしい。	近年は、障害者の方もさまざまな分野に進出し、就職のためにパソコン等の技術を学んでいる方も大勢いらっしゃいます。こういった状況を、企業の方にも知っていただく取り組みを行っていきます。	ウ
48	定着支援・企業支援の強化	鍼(はり)やマッサージの技術をいかし、企業の方の健康維持のために、「ヘルスキーパー」として、採用してほしい。区が後押ししてほしい。	さまざまな働き方について、研修会等の機会を通して、情報提供を行っていきます。	ウ
49	就労支援ネットワークの強化	精神障害者の母親である。子は就労希望があり、クローズで働いたことはあるが一般就労ではストレスが多く、3か月で再発してしまった。サポートがなければ働けないと思い練馬区障害者就労促進協会へ行ったが、促進協会は就職先を斡旋する場ではなく、履歴書の書き方や就労準備訓練を行う場であるとのこと、ハローワークへ行くよう言われた。本人は障害をオープンにして働くことには抵抗があるが、親としては、再々発の心配をしている。就労継続をしっかりサポートしてもらえる方法を行政で考えてほしい。	練馬区障害者就労促進協会は、一人ひとりの状況にあわせて就労支援に取り組んでいます。今後ともご要望に適切に対応できるよう、取り組みを充実させていきます。精神障害は病状が固定しない障害です。就労希望時には、まず、主治医に就労の可否と注意事項を確認し、見きわめをお願いします。クローズで働きたい気持ちは理解しますが、就労継続のためには周囲の理解が不可欠です。保健相談所の地区担当保健師もご相談をお受けしています。就職準備として社会適応訓練という制度もあります。	ウ
50	就労支援ネットワークの強化	視覚障害者の就労支援についてはほとんど触れられていない。どのような観点から就労支援対象としているのか、その基準を示してほしい。大学を卒業していても就労できていない視覚障害者が大勢いる。一人でも多くの障害者が働けるよう支援してほしい。	就労支援については障害種別を分けているわけではなく、全てに対応するように考えています。就労支援の必要な方は練馬区障害者就労促進協会に登録をお願いします。一人ひとりの状況にあわせた支援をします。	ウ
51	就労支援ネットワークの強化	発達障害や高次脳機能障害者の支援方法の確立、就労ニーズに応えられる体制作りとは、具体的にどのような方法が考えられるか。	地域生活支援センターを総合相談窓口とし、個々の状況にあわせた適切な支援ができるよう努めていきます。総合福祉事務所、保健相談所、地域包括支援センター、練馬区障害者就労促進協会等の関係機関との連携を強化します。	ウ
52	就労支援ネットワークの強化	自立支援法の最終的な目的は、どのような障害であれ、就労することによって社会とつながり自立することだと思ふ。しかし、精神障害の場合は症状が不安定なため、本人に就労意欲があっても、ときに大きな壁につきあたることがある。継続的な就労ができるためには手厚いセイフティネットの充実が必要である。そのためには、当然、国の支援も求めていくべきだと思ふが、まずは当事者たちが地域で人間らしく生きていける差別のない社会実現のため、理解と支援を心からお願いしたい。	練馬区障害者計画・障害福祉計画では、就労だけが自立とはしておりませんが、就労は充実した地域生活を送るための重要な要素だと考えています。今後も就労と生活の両面からの支援と、地域や企業に対する啓発に力を入れていきます。	ウ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
53	就労支援 ネット ワークの 強化	作業所は仕事が出来て友人がいる唯一の場である。通い続けるためにも、作業所の仕事を区で探してほしい。工賃が安いと意欲が出てこないの、工賃を上げてほしい。	区と作業所等と十分に協議をしながら、工賃増額に向けての取り組みを行っていきます。	ウ
54	就労支援 ネット ワークの 強化	作業所工賃が時給100円は安すぎる。	区と作業所等と十分に協議をしながら、工賃増額に向けての取り組みを行っていきます。	ウ
地域移行に関すること				
55	グループ ホーム・ ケアホーム	ケアホームが不足している。また、見学をした上で入所に不安を感じられる方も多くいる。「体験的に利用することにより円滑に移行できる体制を整えていきます」という方策はとても嬉しく感じる。 しかし、運営側としては経費面でとても難しいとも感じるの、計画が円滑に進むようにしてほしい。 障害の重い人も地域で自立して生活するためには、生活を取り巻く多くの場面で安心できる資源がなければ、と思う。	ケアホーム等の短期間の体験利用や夜間支援について、介護報酬の見直しの方向性が出ています。安心してご利用いただけるような仕組み作りに努めます。	イ
56	グループ ホーム・ ケアホーム	グループホーム等を運営するNPO法人である。 財政的にとても苦しいのだが、金融機関からの貸付を受けられない。	開設時に東京都の補助金があり、利用後については区から経費の助成をしています。また、NPO法人、社会福祉法人等に資金貸付を行っている国の外郭団体があります。	イ
57	グループ ホーム・ ケアホーム	地域移行の方針と現状は大きくかけ離れていると感じている。障害区分5の娘は東京近郊、関東一円のグループホーム、ケアホームの入所はまず無理と言われ、東北地方の施設の空きを待っている。 将来的に障害区分5の人が入所できるグループホームやケアホームはできるのか。また、入所するための方法、具体的なシステムを明示してほしい。	国は障害者自立支援法の見直しの中で、ケアホーム体験利用や夜間支援について報酬改定するとしています。その動向をふまえながら、区としても事業者との調整を含めて重度障害者の受入れについて検討をしていきます。	イ
58	グループ ホーム・ ケアホーム	グループホーム、ケアホームは区内に何か所くらいあるのか。	区内には現在グループホームおよびケアホームは合計35事業所あります。このうち知的障害者対象は23事業所、精神障害者対象は12事業所です。	イ
59	グループ ホーム・ ケアホーム	身体障害者のグループホーム、ケアホームの受け入れは、考えの中にあるか。	身体障害と知的障害を併せもつ方が知的障害者対象のケアホームを利用されている等、現在も身体障害者の利用は可能となっています。今後はさらにバリアフリーに配慮した施設整備について促進を図っていきます。また、重度身体障害者グループホームについては、事業者との調整を含めて検討していきます。	イ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
60	グループホーム・ケアホーム	体験利用のできるグループホーム、ケアホームはどこか。	精神障害者については、都がグループホームの空いている部屋を活用した体験事業を行っており、区内では1事業所が実施しています。他のグループホームやケアホームでも、空室状況等に応じた短期の体験利用が実施しているところがあります。なお、国は今後ケアホームの体験利用について報酬を設定するとしています。また、区立生活寮は現行の2年または3年という長期間の入居を定期的に行うだけでなく、より短期間でグループホームや単身生活への移行が図れるよう、体験や訓練機能を充実させる予定です。	イ
61	グループホーム・ケアホーム	収入は障害年金と作業所工賃のみ、という人が多い。親元から独立したくても家賃が高額なためアパート生活に踏み切れない。グループホームでは家賃補助があるが、アパート生活をする場合の補助はない。生活保護を受給しなくても生活できるよう、家賃補助を考えてほしい。	現在、障害者のアパート生活に対する家賃補助制度はありません。精神障害者への障害者手当の支給について拡充する方が良いのか、家賃補助が良いのか等、検討していく必要はあります。障害年金額(所得保障)については国も大きな課題として検討する、と聞いています。	エ
62	グループホーム・ケアホーム	就労している障害者がグループホームで生活することは経済的に困難である。余暇を楽しむための費用は一切出なくなってしまうため、親元から出せない。	グループホーム入居については家賃補助があります。総収入によっては生活保護受給の対象となります。障害年金額(所得保障)については、国は大きな課題として検討する、と聞いています。	エ
63	グループホーム・ケアホーム	地域で暮らすという考え方により、施設入所からグループホーム、ケアホームへ、という流れに変わってきていると思われるが、今後、どの程度、グループホームやケアホームが整備されるのか、具体的に提示してほしい。	練馬区障害者計画および中期実施計画において、グループホームおよびケアホームの入居定員は平成22年度に合計204人と計画しています。	イ
64	グループホーム・ケアホーム	重度障害の方の生活の場として2か所の見学をしましたが、親亡き後を支えてもらうにはとても不安を感じている。また、それ以前に、ケアホームの絶対数も不足していると感じている。	国は障害者自立支援法の見直しの中で、ケアホームについて、体験利用や夜間支援の報酬改定を図るとしています。区としても重度障害の方が安心してご利用いただけるような仕組みづくりに努めます。	イ
65	グループホーム・ケアホーム	それぞれの家庭の家族構成や条件により介護力に差がある。障害程度により介護量にも差が生まれる。介護量の多い親は同じ年齢でもずっとくたびれている。それだけに、障害程度の重い人に対応するケアホームの必要性は大きく、行政の積極的な後押しと具体的な支援は不可欠である。グループホーム・ケアホーム整備費の加算補助、運営費補助、維持管理費助成の具体的な金額の提示や、開設しようとする法人に対する土地や物件の紹介・斡旋をするなど、目に見える形での積極的な支援をしてほしい。	グループホームおよびケアホームの整備は大きな課題と考えています。開設を考える事業者に対して、各種補助金の種類、金額、および土地や物件の条件等について情報提供を適切に行い、整備を支援していきたいと考えます。	ウ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
66	グループホーム・ケアホーム	<p>あいまいな表現も多く、具体的なイメージがわいてこない。</p> <p>グループホーム・ケアホームに関する記述の欄に“比較的障害の重い方”という表現がありますが「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします」という計画目標と内容とでは、ずれがあるように思う。</p>	<p>障害状況によってはグループホームやケアホームでの生活が難しい方もいます。区はそれぞれの状況に応じた適切やサービスや支援を活用し、生きがいをもってその人らしい生活ができる社会をめざしています。ケアホームについては国が報酬を改定し職員配置による評価を行うとしています。その動向をふまえながら、さらに利用しやすくなるよう整備を図っていきます。</p>	イ
67	高次脳機能障害	<p>高次脳機能障害は専門性の高い支援が必要な障害として位置づけられているが、地域リハビリ支援センターのような構想はあるか。</p>	<p>現在、リハビリテーションが行える区立施設はありません。民間事業者の新規参入についても情報は入っていません。</p>	エ
68	高次脳機能障害	<p>外出は、高次脳機能障害者にとって、脳を活性化させるとも有効なリハビリである。</p> <p>行動援護、移動支援が利用できるように支援をしてほしい。</p>	<p>適切なサービスが提供できるよう努めます。</p>	ウ
69	日中活動	<p>生活介護、就労継続支援B型について22年度から23年度にかけて見込み数値が大きく伸びているのは何故か。</p>	<p>平成23年度末までに、施設すべてが法内事業に移行したと仮定した場合に、生活介護と就労継続支援B型を利用する方が特に多く見込まれるためです。</p>	イ
70	日中活動	<p>日中活動の場と生活の場をつなぐ移動手段について、考え方を教えてほしい。</p>	<p>生活介護(福祉園)については、施設のバスを利用される方が多いです。</p> <p>B型を利用される場合はご自身で通所できる方が対象となりますので、交通費を助成します。</p>	イ
地域生活支援事業に関すること				
71	コミュニケーション支援	<p>手話講習会の告知、登録通訳者試験、養成クラス試験の告知を「ねりまほっとライン」で行ってほしい。</p>	<p>法制度等が大きく変わっていく状況にあるため、区としても、さまざまな情報をわかりやすく提供する必要があると考えます。</p>	オ
72	コミュニケーション支援	<p>「ねりまほっとライン」で、区長の年頭インタビューにも、通訳・字幕をつけて欲しい。</p>	<p>区長年頭インタビューは、(株)ジェイコム東京制作の番組『HomeTown』での企画なので、ご意見については、(株)ジェイコム東京にお伝えします。</p>	オ
73	コミュニケーション支援	<p>要約筆記者の派遣制度の存続動向に注目しつつ、地域における要約筆記者、パソコン要約筆記者の地域での育成の展望について、検討してほしい。</p>	<p>要約筆記者の派遣制度は、必要に応じたサービスの提供とその充実に努めていきます。また、地域における要約筆記者の育成は、今後の需要動向とサービス提供体制とのバランスを見極める必要があると考えています。</p>	イ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
74	コミュニケーション支援	今の手話講習会の内容の充実度は、都内でも有数のもの、素晴らしい内容であり、関係者皆様のご努力に経緯を表したい。	区の手話講習会は、練馬区聴覚障害者協会などのご協力のもと、昭和57年度から実施し、数多くの方にご受講いただいております。今後も、講習会を充実させていきたいと考えておりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。	ウ
75	コミュニケーション支援	手話講習会の修了者数は掲載されているが、手話通訳者設置の数値がない。それぞれに掲載してほしい。	今回策定する「第二期障害福祉計画」は障害をお持ちの方に対するサービスの提供にかかる数値を見込むものであり、主旨が異なります。	イ
76	コミュニケーション支援	コミュニケーション支援について、資源があるにも関わらず周知されていないため、不便な思いをしている障害者がある。特に、要約筆記は知られていないため、行政でより周知に努めてほしい。	周知の力添えをしていきます。	イ
77	コミュニケーション支援	加齢に伴い聞こえにくくなってきた方、それに加えて身体的にも支援の必要になってきた方々に対してのこれからの対応をどのように考えているか、教えてほしい。	支援が必要と思われながらもサービスを受けていない方があれば、地域包括支援センター、各総合福祉事務所障害者支援係への相談を勧めていただきたいと思います。 要約筆記については、加齢による難聴で障害者手帳をお持ちでない方は、現在、サービスの対象ではありませんが、検討課題として認識しています。高齢・介護と連携し、必要なサービスが届くように努めていきます。	エ
78	コミュニケーション支援	素案説明会に手話通訳・要約筆記があるかどうか、区報・HPのどこにも記載がなく、問い合わせるまでわからなかった。区の他の事業についても必ず手話通訳・要約筆記を用意し、その旨を周知してほしい。	区報等で周知がなかったことについて、お詫びします。 障害主管課として、このような障害に係る説明会に手話通訳等があることはあたりまえと考えており、今後も必ずつけていきます。	イ
79	コミュニケーション支援	手話通訳設置事業について。行政各所に手話通訳を置くことについて、計画に入れてほしい。	今回策定する「第二期障害福祉計画」は障害をお持ちの方に対するサービスの提供にかかる数値を見込むものであるため記載は困難と考えております。行政へのご提言としてうけとめさせていただきます。	イ
80	コミュニケーション支援	要約筆記サークルとして聞こえや補聴器についての講演と相談を毎年行っているが、「もっと身近な場所で実施して欲しい」という意見を受けている。この事業を1サークルのものとしてではなく、区の事業として保健相談所単位で実施してほしい。	加齢による難聴の問題など、「聞こえ」の講演会を保健相談所で実施していますので、ご活用いただきたいと思います。	ウ
81	コミュニケーション支援	視覚障害者であるが、今回の素案のような資料は事前に点字やSPコード付きのものを用意してほしい。SPコードが困難であればHPに掲載してほしい。事前に読み込んでもらえば意見も言いやすくなる。	点字、SPコードをつけられなかったことをお詫びします。HPには掲載しています。 点字資料は希望者に個別対応しているので、後日、送付させていただきます。	イ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
82	コミュニケーション支援	ALS患者で発語ができません。コミュニケーション支援についてどのように考えるか。	基本的には居宅介護の中での対応と考えております。ただし、その方が置かれた状況により、手話通訳者や要約筆記者派遣以外のコミュニケーション支援が必要であることは認識しておりますので、今後とも対応してまいりたいと考えております。	イ
83	移動支援	視覚障害者に対する入院時のガイドヘルプは欠かせないものとして以前より要望しているが、改善がみられない。引き続き要望する。	医療の場に福祉が入っていくのは難しいのが現状です。多くの要望が寄せられていることは認識しています。より良い方法を検討していきます。	イ
その他				
84	制度	就労継続支援B型の利用者の範囲について教えてほしい。新体系に移行した後に知的障害を持つ息子が通所継続させてもらえるのか、年齢的な衰えなどで障害が重くなっていったらどうなるのかと、とても不安である。	就労継続支援B型の利用要件は、国の通知によれば①就労経験のある方②就労移行支援事業を利用した結果、本事業の利用が適当と判断された方③上記に該当せず、50歳に達している方、又は障害基礎年金1級受給の方となっています。 ただし、平成23年度までは経過措置により、利用要件に該当していなくても利用できる場合がありますので、総合福祉事務所までご相談ください。	イ
85	制度	親の収入に応じて利用料をとられると、通うのにマイナスになる。	障害者の利用者負担は、利用者本人(本人と配偶者)の所得で判断しています。	イ
86	制度	作業をしているのに、どうして利用料をとられるのか？	現在、障害者自立支援法のサービスを利用するには、利用者負担がかかります。	イ
87	制度	自立支援法によって、年1回、医師の診断書を提出することになった。お金がかかって生活の負担になっている。どうかこの制度を見直してほしい。	自立支援医療を受けるために行う診断書の提出については、現在、国の見直しが行われていますので、その動向に注視していきます。	イ
88	協働	説明会に参加したところ、複雑で重い課題が多く、それに対して練馬区の参加して下さった職員の方々の対応、答えはとても勉強になり、自分自身勉強が足りず(難しい言葉などが多く)これから少しずつ勉強していきたいと思った。	法制度等が大きく変わっていく状況にあるため、区としても、さまざまな情報をわかりやすく提供する必要があると考えています。	ウ
89	協働	私どもの施設も、区と連携し地域のニーズにこたえていけるよう、方向性を検討中である。何が出来るかを一緒に考えていけると良いと思っている。	区内の入所施設については、区の障害者施策を進めるにおいて重要な地域の社会資源であると認識しております。ともに連携して区民のニーズに対応できるよう協力を進めたいと考えています。	ウ

N0	分野	ご意見	区の考え方	分類
90	協働	特別支援学校・学級との連携、協力について触れられていないと思う。	<p>特別支援学校PTAの方々、先生方にもヒアリングを行った上で素案をまとめています。計画上に「特別支援学校」という言葉はありませんが、日々連携しながら取り組んでいるところです。就労支援については地域のネットワークに参加していただいています。</p> <p>(仮称)こども発達支援センターでの療育が途切れることのないよう、特別支援学校・学級と連携をとってまいります。</p>	ア
91	財政	計画には各サービスの充実をうたっているが、現在は予想以上の大不況のため、税収の減少は避けられないと思う。サービスの減少等、計画に対する影響を教えてください。	自立支援法により定められたサービスであり、税収に関わらず必要な財源を負担してサービス提供を行います。	イ